

令和8年度山形県ナノテラス活用支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、事業者が3GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu（国立大学法人東北大学青葉山新キャンパス内に整備された特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第2条第3項に規定する特定放射光施設をいう。以下「ナノテラス」という。）を活用して行う技術開発及び研究開発を支援するため、第3条に規定する対象事業者が第4条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該事業者に対して補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) NanoTerasuシェアリング2000 ナノテラスの利用に関し仙台市が有する年間2,000時間の権利（以下「仙台市利用権」という。）を国内の法人等に配分する、同市が運営するナノテラスの利用枠組をいう。
- (2) ものづくりフレンドリーバンク 東経連ビジネスセンターが設立した任意団体をいう。
- (3) コアリション 事業者が一般財団法人光科学イノベーションセンターとナノテラスの利用に関する覚書を締結することによって参加できる「産」と「学」による有志連合をいう。
- (4) 伴走支援 ナノテラスの利用申請、測定に向けた事前準備、ナノテラスを活用した研究開発等について、山形県工業技術センターが支援することをいう。
- (5) 受託研究 山形県ものづくり企業技術開発支援受託研究実施要綱に基づき、山形県工業技術センターが受託する伴走支援に係る研究調査をいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ NanoTerasu シェアリング2000利用要綱（令和5年12月19日仙台市経済局長決裁）第2条の規定に基づき、仙台市長から仙台市利用権の承認を受けた者
 - ロ ものづくりフレンドリーバンクの会員
 - ハ コアリションのメンバー
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 規則第6条の2各号に掲げる者でないこと。

- (6) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のないものを除く。）。
- (8) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年を経過しない事業主又は交付申請の日から交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- (9) 令和7年度の労働保険料を滞納していないこと。
- (10) 交付申請の日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- (12) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。

（交付の対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1) ナノテラス活用事業

対象事業者がナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うものうち、次号に定めるナノテラス活用伴走支援事業に該当しないもの。

(2) ナノテラス活用伴走支援事業

ナノテラスを利用した実績のない対象事業者が、山形県工業技術センターによる伴走支援を受けながら、ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うもの。

2 補助金の交付は、同一の事業につき、前項各号に掲げる区分のいずれかに対してのみ行うものとする。

（補助金の対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第1項に掲げる区分に応じ、補助事業に要する交付決定の日から令和9年2月28日までの間における次の表の中欄に定める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）につき、同表の右欄に定める額とする。

事業区分	補助対象経費	補助金の額
ナノテラス活用事業	(1) ビームライン利用料 (2) ナノテラスが定めるナノテラスでの測定に必需となる消耗品費 (3) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の委託に係る経費 (4) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の共同研究	補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額、250,000円又は補助対象経費から本事業以外の補助金等の特定財源を差し引いた金額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

	に係る経費（山形県の公設試験研究機関との共同研究に係るものを除く。）	
ナノテラス活用伴走支援事業	(1) ビームライン利用料 (2) ナノテラスが定めるナノテラスでの測定に必需となる消耗品費 (3) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の委託に係る経費 (4) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の共同研究に係る経費（山形県の公設試験研究機関との共同研究に係るものを除く。） (5) 受託研究に係る経費のうち、需用費、役務費、委託料、使用料、設備使用相当額	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額、500,000円又は補助対象経費から本事業以外の補助金等の特定財源を差し引いた金額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（交付の申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は知事が別に定める日とし、添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 活用計画調書（別記様式第2号）
- (3) 第3条第1号に掲げる者であることを確認できる資料
- (4) 会社概要がわかるパンフレット等の資料
- (5) 工業技術センターの支援内容を確認できる資料（ナノテラス活用伴走支援事業を行う対象事業者に限る。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該対象事業者に通知するものとする。

2 ナノテラス活用伴走支援事業に申請する対象事業者は、補助金の交付決定後に受託研究の審査を受けること。

（交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる区分ごとに、補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の10分の2を超える減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするとき、又はナノテラス活用伴走支援事業を行う対象事業者の申請した受託研究が不採択となったときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第6条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
 - 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
 - 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第6条の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。
 - (2) 知事は、対象事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
 - イ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - ロ 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

（状況報告）

- 第9条 対象事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式2号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- (1) 事業実施状況調書（別記様式第6号）
 - (2) 補助対象経費執行状況調書（別記様式第7号）

（実績報告）

- 第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
 - (2) 補助金精算額調書（別記様式第9号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

- 第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。
- 2 対象事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第10号）

に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第12条 対象事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

(疑義)

第13条 対象事業者は、この要綱に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、知事の指示を受けるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。